

# 平成22年度税制改正要望について (評価結果に対する意見等)

平成21年11月26日  
金融庁



# 主要項目

	1	金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置	3
D	(1)	金融所得課税の一体化の範囲の拡大	
P	2	少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化	7
	8	生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現	14
D	(2)	個人年金保険料控除の対象に年金積立傷害保険を追加	
B	16	非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実	18
C(一部B)	17	民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等	18
D	20	火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長	27
D	23	特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内50%超募集要件の見直し	39

(注)各項目の番号は国税のゼロ次査定に準ずる。また、他省庁が主担となっている項目を除く。

(参考)

- A: 認める。(法案の提出等を前提とするものを含む)
- B: 要望内容(要件等)の見直しが適切に出来れば、認められる。
- C: 要望内容の抜本的見直しができなければ、認められない。
- D: 認められない。
- P: 判断を保留するもの。
- : 「主要事項」の中で取り上げるもの等。

# 主要項目


# 1 金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置

## D (1) 金融所得課税の一体化の範囲の拡大

### 【要望事項】

- 金融商品間(上場株式、公募投資信託、預金、債券、先物取引など)について損益通算の範囲を拡大すること。
- 債券の利子と譲渡損失の損益通算を認めるにあたって、現行の債券税制を見直すこと。

### 損益通算の範囲拡大

 は、現行、損益通算が認められている範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン
上場株式・公募株式投信	配当(申告分離)	譲渡所得(申告分離)
債券・公社債投信・預金	利子(源泉分離)	非課税
先物取引(取引所取引)	雑(申告分離)	

損益通算を拡大

⇒ 金融商品間の損益通算が拡大することで、リスク商品に投資しやすい環境が整備

### 債券税制の見直し

- ・ 債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更
- ・ 利払日に個人等が保有している場合のみ源泉徴収
- ・ デフォルト債券の損失は譲渡損失とみなす
- ・ 償還期間3年以下の割引債について、発行時の源泉徴収を廃止

⇒ 税による債券市場の歪み(課税玉・非課税玉の分断)が是正され、市場の流通性が改善

【適正化案】  
「譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充」  
についても解消

### 特定口座を最大限利用

⇒ 損益通算において特定口座を最大限利用することで、投資家の事務負担が軽減

### 十分な準備期間を確保

⇒ 23年度の法制化を目指し、施行には少なくとも法制化後1年間の準備期間を確保

特に、債券税制の見直しについては、大規模なシステム対応等が必要となり、本年度に大きな方向性を示す必要

# 債券の複雑な課税関係(現行)

	発行時	インカムゲイン	キャピタルゲイン	償還差損益
利付債	—	源泉分離課税(20%) ※国外で支払われるものは総合課税	非課税	総合雑所得
割引債に類するもの (低クーポン債、ストリップス債等)	—	源泉分離課税(20%) ※国外で支払われるものは総合課税	総合譲渡所得	総合雑所得
割引債 (ゼロクーポン債)	発行時源泉徴収 (18%) ※外国法人が国外で発行する場合(国内事業に帰属する場合を除く)は免除 ※償還期間が1年以下のもの(短期公社債)は免除。ただし、個人の保有は禁止	—	非課税 ※国外発行のものを国内で譲渡する場合は、総合譲渡所得	総合雑所得 ※発行時源泉された部分(償還金額-発行金額)については課税済み
転換社債		源泉分離課税(20%) ※国外で支払われるものは総合課税	申告分離課税(20%) ※上場転換社債は10%	

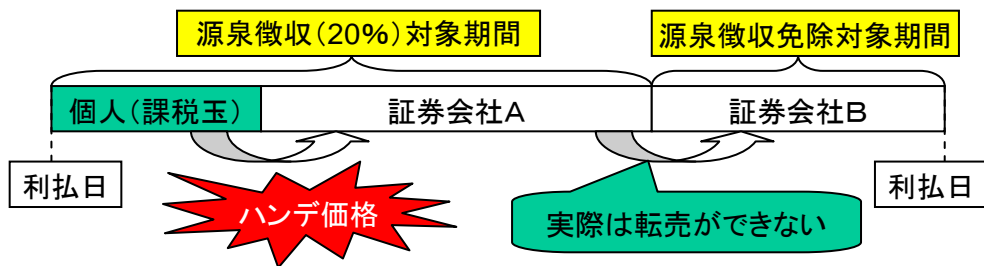
# 個人投資家から見た現行債券税制の課題

## ■ デフォルト債券の損失

発行体の破綻等によるデフォルト債券の損失は、税制上、家事費と扱われ他の金融所得と損益通算ができない。

## ■ 中途換金時のハンデ価格(課税玉・非課税玉の分断)

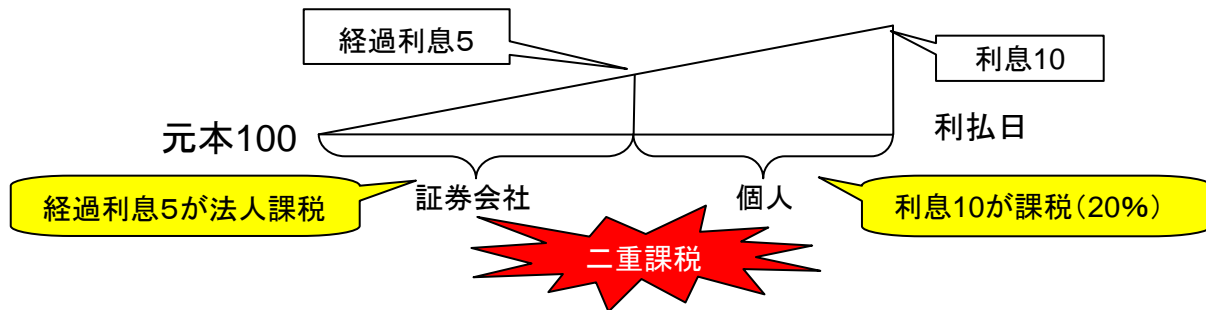
- 個人から証券会社Aに債券を売却した場合、個人の保有していた期間に係る利子(経過利子)については、証券会社Aが源泉税額相当額(20%)を売却時に差し引きこれを利払日に納付することで個人の課税関係は完了。
- しかしながら、利払日前に当該債券を証券会社Bに転売してしまうと本来源泉徴収の必要がない証券会社Aの保有していた部分まで源泉徴収されてしまう。(実務上、証券会社Aが保有していた期間の情報を証券会社Bに引き継げない)
- このため、当該債券は、利払日まで他の証券会社に転売できないことを前提に売却されるため、市場価格より低い価格(ハンデ価格)で売買されることになってしまう。



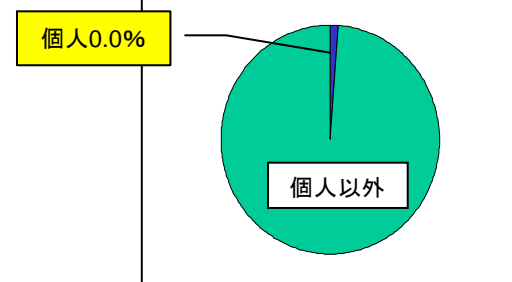
【ハンデ価格の実例】(国債の買取価格)  
個人からの場合.....99.857円  
金融機関からの場合.....100.067円

## ■ セカンダリ・マーケットでの二重課税

証券会社からセカンダリ・マーケットで個人投資家が債券を購入する場合、当該個人投資家が証券会社に支払う経過利息部分については証券会社において法人課税される一方、利払日には経過利息を含めた全期間の利息について源泉税が課されることとなり、二重課税が発生する。



## 社債の投資家別保有状況



## 合理性

- 我が国個人金融資産(約1,400兆円)は、その過半数が預貯金に集中。個人投資家の市場参加を促進することは、活力ある金融・資本市場を構築するうえで重要な施策。
- 我が国の債券市場については、現行の債券税制により市場の流動性が阻害されているなどの問題がかねてから指摘されているところ。債券税制の抜本的な見直しは、市場の拡大にとってなくてはならない措置。

## 有効性

- 金融商品間の損益通算の範囲を拡大することにより、個人の投資家が市場に参加しやすい環境が整備。
- 債券税制が見直されることにより、市場の流動性が改善。

## 相当性

- 金融商品から生じる損益をネットで課税することにより、個人投資家にとって簡素でわかりやすい税制が確立。

## P 2 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化

### 【要望事項】

- 上場株式等の配当、譲渡益に対する本則税率(20%)の適用開始時に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設すること。
- 制度設計にあたっては、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等に留意するとともに、投資家の利便性や金融機関の実務にも配慮すること。

### 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設(案)

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 500万円(100万円×5年間)
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
5. 口座開設数 : 年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
6. 開設者 : 居住者等(20歳以上)
7. 導入時期 : 上場株式等の配当、譲渡益に対する20%税率の適用開始時

### 〈非課税措置のイメージ〉

非課税期間 最長10年

年間1人1口座、  
毎年100万円まで

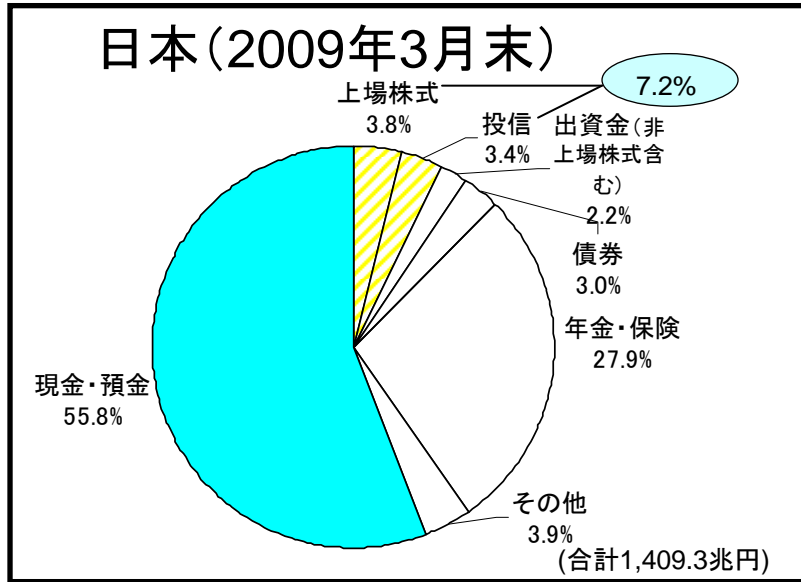
最大5口座、  
500万円まで  
累積投資可能



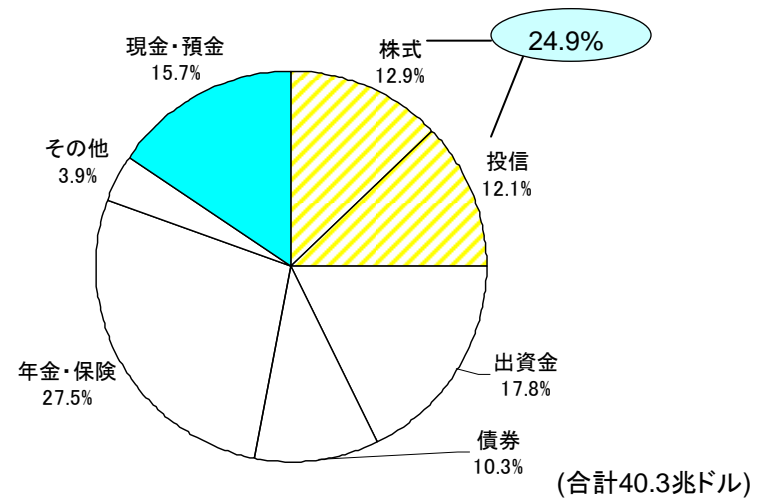


# 家計等の金融資産の構成比(日、米、英、独、仏)

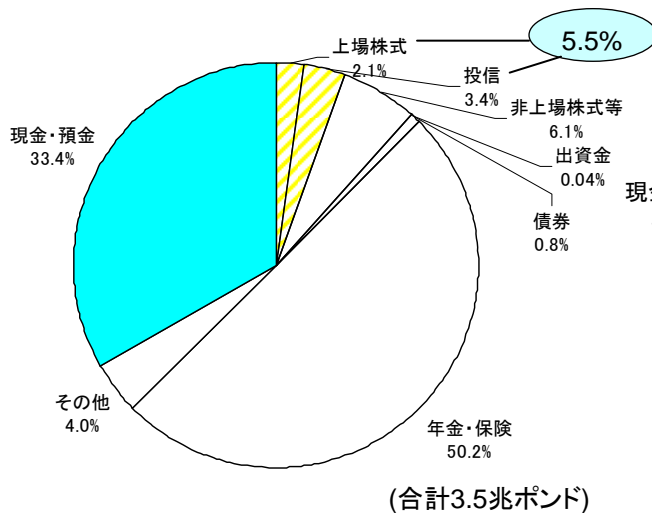
○ 我が国個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比は、先進諸外国と比して依然として低い



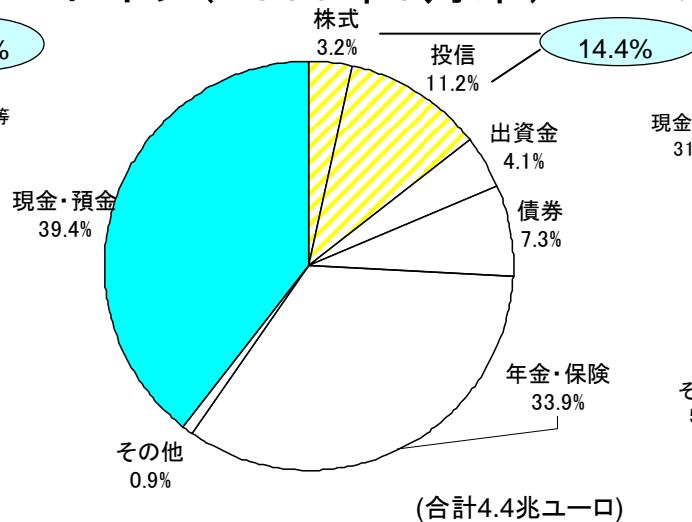
### 米国(2009年3月末)



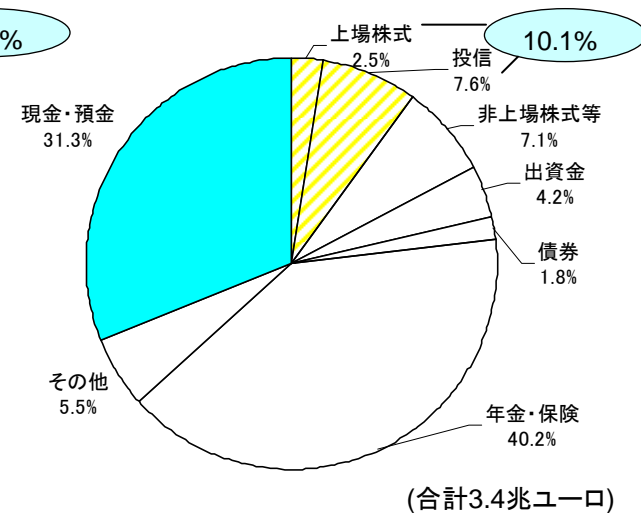
### イギリス(2009年3月末)



### ドイツ(2009年3月末)



### フランス(2009年3月末)



(注1) 日本は「家計」をベースとした値。アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値である。

(注2) 特にイギリスにおいて保有割合が高い「年金・保険」は、企業年金や年金型の生命保険といった私的年金であり、その一定割合は株式等へ投資されている。

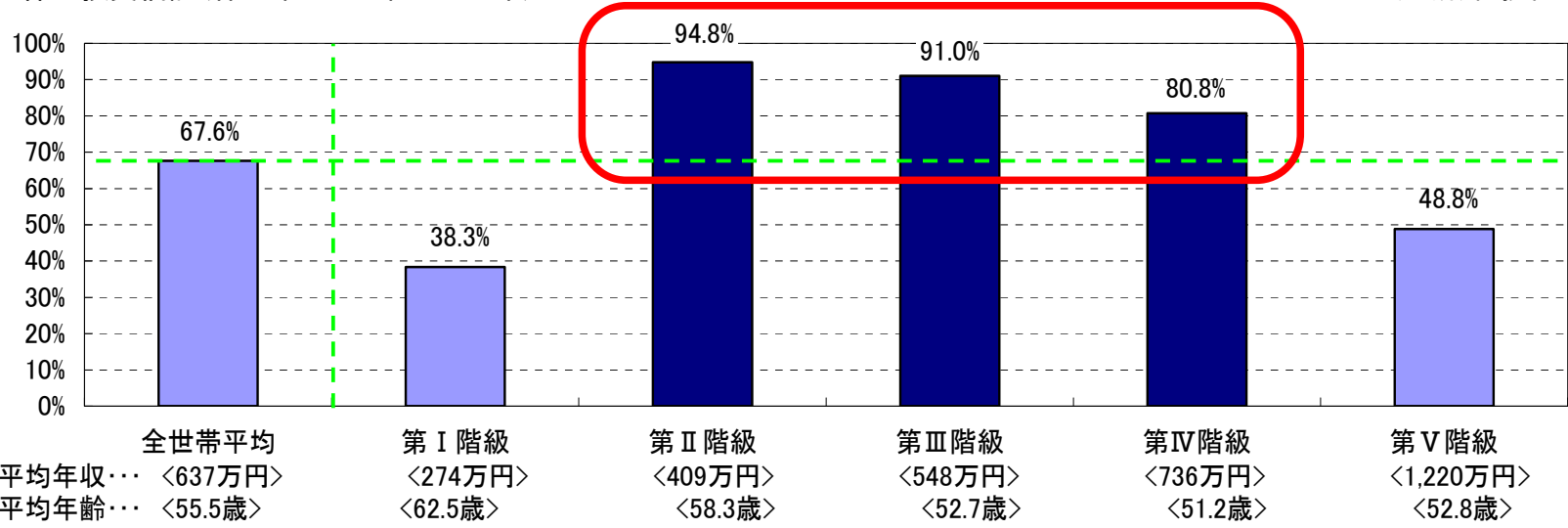
(出典) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、アメリカ: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス: Office for National Statistics "Financial Balance sheet"

ドイツ: Deutsche Bundesbank "Monthly Report May 2009"、フランス: Banque de France "Quarterly financial accounts France"

# 証券税制に関するこれまでの措置は、高所得者層ではなく中所得者層に属する個人投資家のすそ野の拡大に貢献

株式・株式投資信託(伸び率:2002年→2008年)

(出所)総務省「家計調査」



株式・株式投資信託(保有額:2002年→2008年)

(単位:万円)

暦年	全世帯平均 <637>	年間収入5分位階級別 (<>内は階級毎の2008年における平均年収)				
		I <274>	II <409>	III <548>	IV <736>	V <1,220>
2002(H14)	102	47	77	78	104	203
2008(H20)	171	65	150	149	188	302

[備考] 2008年(平成20年)平均年収  
 第Ⅰ階級 274万円、第Ⅱ階級 409万円、第Ⅲ階級 548万円、第Ⅳ階級 736万円、第Ⅴ階級 1,220万円、全世帯平均 637万円  
 2008年(平成20年)階級別年収区分

(注) 第Ⅰ階級: ~350万円、第Ⅱ階級: 350~471万円、第Ⅲ階級: 471~630万円、第Ⅳ階級: 630~873万円、第Ⅴ階級: 873万円~  
 現行税率(10%)は2003年(平成15年)より開始(譲渡益は1月から、配当は4月から)。

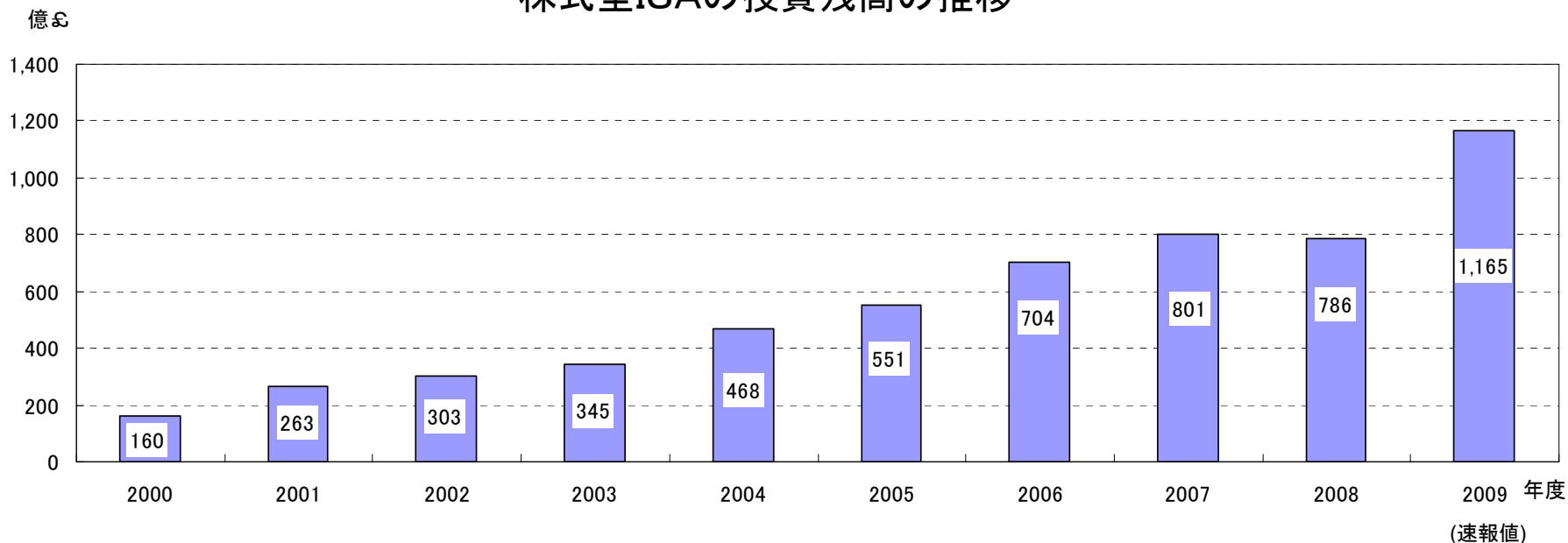
二人以上の全世帯(農林漁業世帯を含む)が調査対象。2002年は6,822世帯、2008年は6,406世帯が調査対象。  
 株式・投資信託の保有額は時価。

## 英国における株式等投資優遇制度

期 間	投 資 対 象	非課税 対 象	年 間 拠 出 限 度 額	残 高 限 度 額	投 資 残 高 及 び 口 座 数
個人貯蓄口座(注) (ISA; Individual Savings Accounts)	預金、株式・債 券、生命保険	利子、配当、 キャピタルゲ イン	7,200 英 (約107万円) うち、預金口座 は3,600 英 (約53万円)	なし	2,745億 英 (約40.6兆円) [09年9月] 1,422万口座 [08年度]

(注)英国のISAには株式型と預金型がある。

### 株式型ISAの投資残高の推移



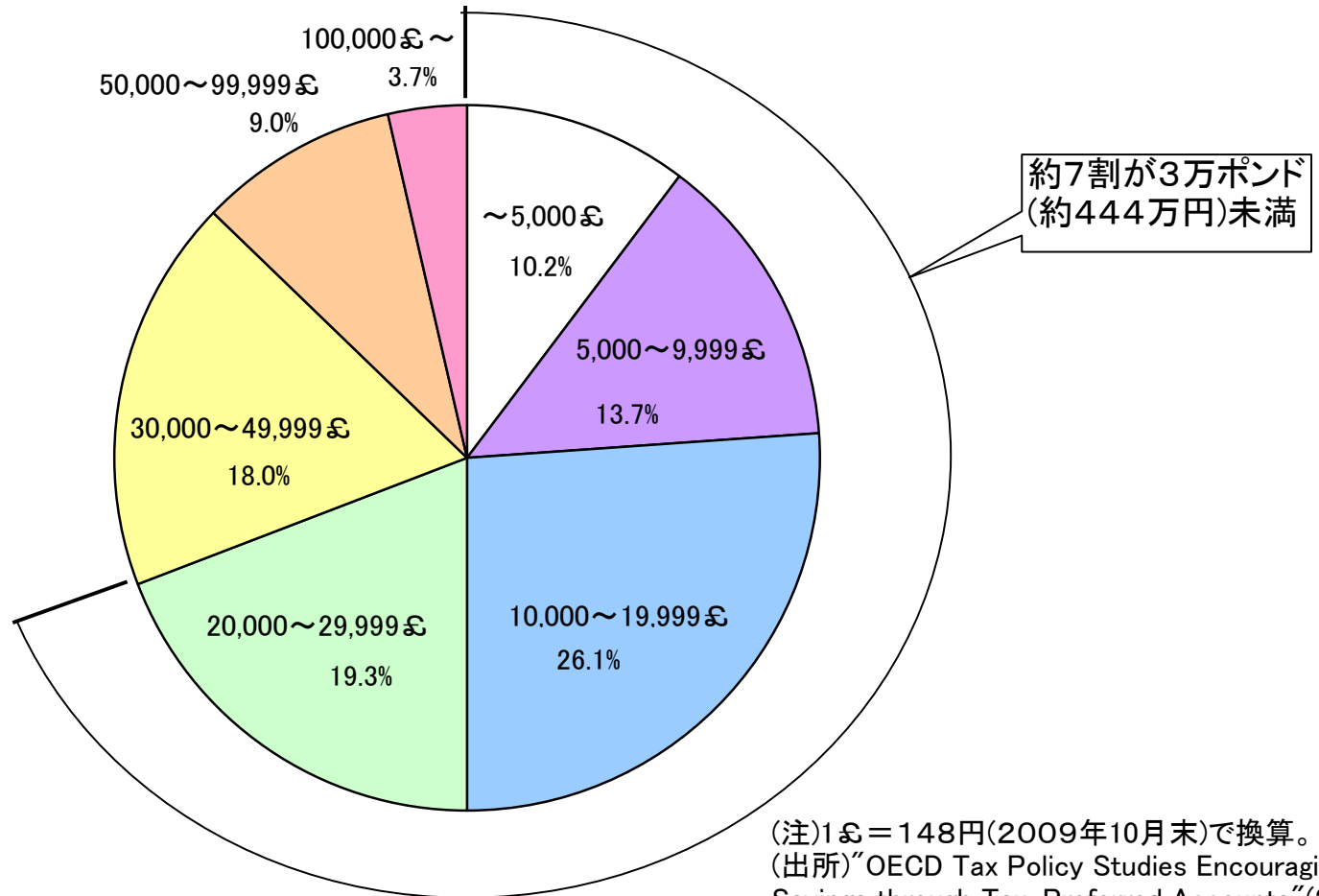
(注)1 英 = 148円(2009年10月末)換算。

(出所)英国歳入関税庁ホームページ

# 英国ISA利用者の所得階層別利用状況

- 約7割が3万ポンド(約444万円)未満の所得階層。
- 所得階層1万ポンド(約148万円)以上2万ポンド(296万円)未満の利用者が最も多く、全体の約3割。

(参考)株式型ISAの所得階層別利用状況



## 仏・独の少額投資等優遇制度

(2009年7月現在)

項 目	仏国	独国
制度の名称	株式貯蓄プラン (PEA: Plan d'épargne en actions)	貯蓄者概算控除制度
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一定の株式運用口座内で再投資される配当及びキャピタル・ゲインは非課税</li> <li>② 当該口座が解約された場合、配当及びキャピタル・ゲインに対し、口座保有期間に応じて以下の税率で課税               <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年未満売却: 34.6%(うち社会保障関連税12.1%)</li> <li>・2年以上5年未満売却: 30.1%(うち社会保障関連税12.1%)</li> <li>・5年超売却: 12.1%(社会保障関連税のみ)</li> </ul> </li> </ul>	利子、配当、キャピタル・ゲインに対する所得控除
投資対象	株式等	預金、株式、債券等
限度枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠出限度 13.2万€(約1,742万円) (夫婦合算課税の場合は26.4万€(約3,485万円))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 控除限度 年間801€(約11万円) (夫婦合算課税場合は1,602€(約21万円))</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預入総額 1,180億€(約15.6兆円) [07年9月末]</li> <li>○ 口座数 701万口座 [07年9月末]</li> </ul>	—

(注) 円換算レートは、1ユーロ=132円として計算(2009年10月末時点)

## 少額の上場株式等投資のための非課税措置の検証

### 合理性

- 平成20年度の実績評価において、今後の課題として、本措置の創設が明記されており、政策評価体系でも「個人投資家の参加拡大」が明記されている。
- 「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、個人投資家の裾野を広げるため、少額の上場株式等の投資に対して非課税措置を講じるものであり、合理性がある。

### 有効性

- 20歳以上の居住者等が、少額の上場株式等投資(100万円を限度)を行う際に適用される措置であり、適用数が僅少であったり、特定の者に偏ることは想定されない。
- また、100万円の上限額及び個人投資家の7割近くが年収500万円未満の者(日本証券業協会 平成20年「個人投資家の証券投資に関する意識調査」)であることに鑑みると、本措置は「金持ち優遇」の政策にあたらぬ。

### 相当性

- 同様の政策目的に係る補助金等の他の支援措置等は当庁には存在しない。
- 毎年100万円を限度に配当及び譲渡益を非課税としており、一般の個人投資家の裾野を広げるための措置としての的確であり、必要最小限のものである。

## 8 生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現

### D (2) 個人年金保険料控除の対象に年金積立傷害保険を追加

#### 【要望事項】

- 現行の生命保険料控除制度を、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除に改組することについて、平成22年度改正において法制上の措置を講ずること。
- 個人年金保険料控除の対象に、年金払積立傷害保険(損保年金)を追加すること。

#### 現行制度

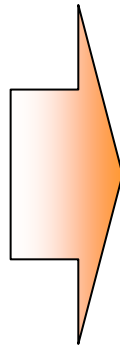
#### 要望事項 (新制度の法制上の措置の実現)

一般生命保険料控除  
(遺族、介護、医療保障)

控除額上限  
国5万、地方3.5万

個人年金保険料控除  
(老後保障)

控除額上限  
国5万、地方3.5万



制度全体の所得控除限度額  
国12万、地方7万

一般生命保険料控除  
(遺族保障)

控除額上限  
国4万、地方2.8万

介護医療保険料控除  
(介護・医療保障)

控除額上限  
国4万、地方2.8万

個人年金保険料控除  
(老後保障)

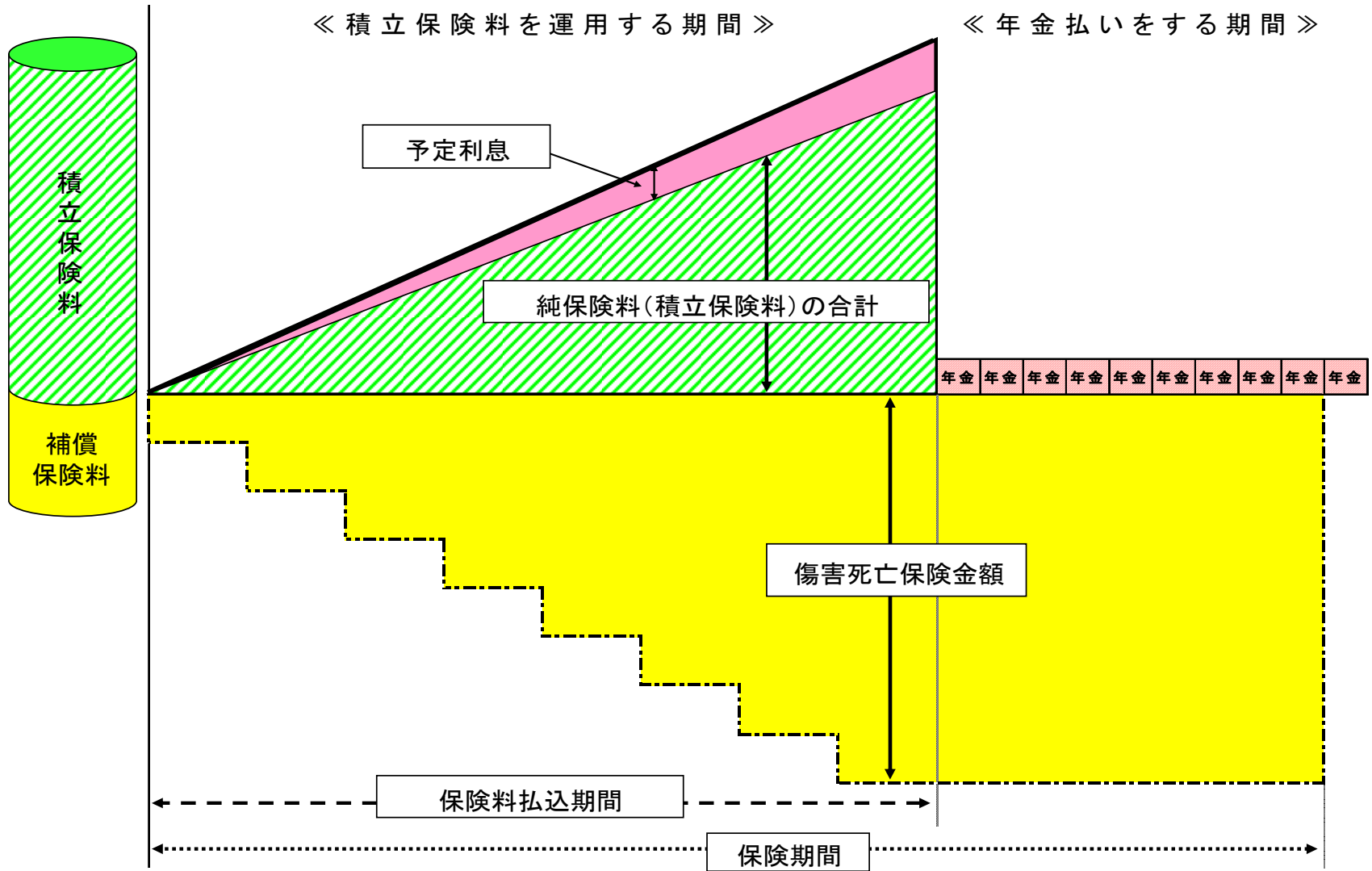
◎ 損保年金を追加

控除額上限  
国4万、地方2.8万

※ 本制度は新規契約から対象とする。

# 年金払積立傷害保険(損保年金)の仕組み図

- 損保年金とは、傷害保険に貯蓄機能を持たせた商品であり積立金を年金払にする商品である。
- 生保の年金商品とは、老後保障を目的とする保険商品として同じ機能を有している。





## 年金払積立傷害保険(損保年金)における税制適格要件の充足状況

損保年金は以下にかかる個人年金保険料控除の適格要件をすべて満たしている。

税制適格要件	根拠条文
年金受取人は契約者又は配偶者のいずれかであること	所得税法第76条第4項第1号
保険料払込期間が10年以上かつ定期的に行われていること	” ” ” 第2号
年金支払開始日における被保険者の年齢が満60歳以上かつ年金受取期間が10年以上であること	” ” ” 第3号
年金以外の金銭による支払は、被保険者の死亡又は重度後遺障害に限られること	所得税法施行令第211条第1号イ
被保険者の死亡又は重度後遺障害に係る保険金の額は契約締結日以降の期間又は支払保険料の総額に応じて遡増すること	” ” ” ロ
年金の支払は、年金支払期間を通じて年1回以上、かつ定期的に行われること	” ” ” ハ
年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと	” ” ” ハ
剰余金の分配は年金支払開始日前に行われえないこと(又は払込保険料の金額の範囲内であること)	” ” ” ニ

(※)上記はA社の取扱商品をもとに記載したものであり、一部会社には若干の取扱い差異が存在する可能性がある。

ただし、仮に一部に税制適格要件を充足しない商品があった場合、全ての要件を満たさなければ、個人年金保険料控除の対象にならないと考えている。

## 個人年金保険料控除の対象に年金払積立傷害保険を追加することの検証

### 合理性

- 少子高齢化が急速に進展する中、老後保障への国民の自助努力の促進を図るためにも制度整備が必要。
- 年金払積立傷害保険は、損害保険契約であるため保険料控除の対象とされていないが、生保が取り扱っている年金保険商品（保険料控除の対象）と同様の機能を有しており、契約者の視点に立てば、年金払積立傷害保険も保険料控除の対象とする必要。

### 有効性

- 保険料控除は、国民生活に深く浸透し、特定の者に偏ることなく広く利用されている。

### 相当性

- 老後保障への国民の自助努力を促進する措置として、より実効性のある代替的手段はなく、政策手段としての的確である。

## B 16 非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実

### 【要望事項】

- 非居住者等が受ける国債・地方債に係る利子の非課税措置について簡素化・拡充を図ること  
(注) 簡素化＝非課税措置の適用手続を発行体毎（多数）ではなく振替機関毎（日銀・ほふりのみ）に変更するなど。  
拡充＝非居住者等の範囲を海外の年金基金が対象となるよう明確化するなど。
- 非居住者等が受ける社債等に係る利子についても非課税措置を導入すること

#### ➤ 恒久措置とすること

- 主要国においても恒久措置として導入（英米仏は、1980年代に導入）。
- 時限措置では我が国社債市場への投資促進という政策効果は望めない。

#### ➤ 非課税手続について抜本的に見直し、事務の簡素化を図ること

- 現行手続は、実務的に煩雑で多大な負担。
- 手続の抜本的な見直しがあれば、適用実績は望めない。

## C(一部B) 17 民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等

### 【要望事項】

- 民間国外債等の利子等について、非課税措置を恒久化すること  
(注) 現行制度は、平成22年3月末までの租税特別措置。

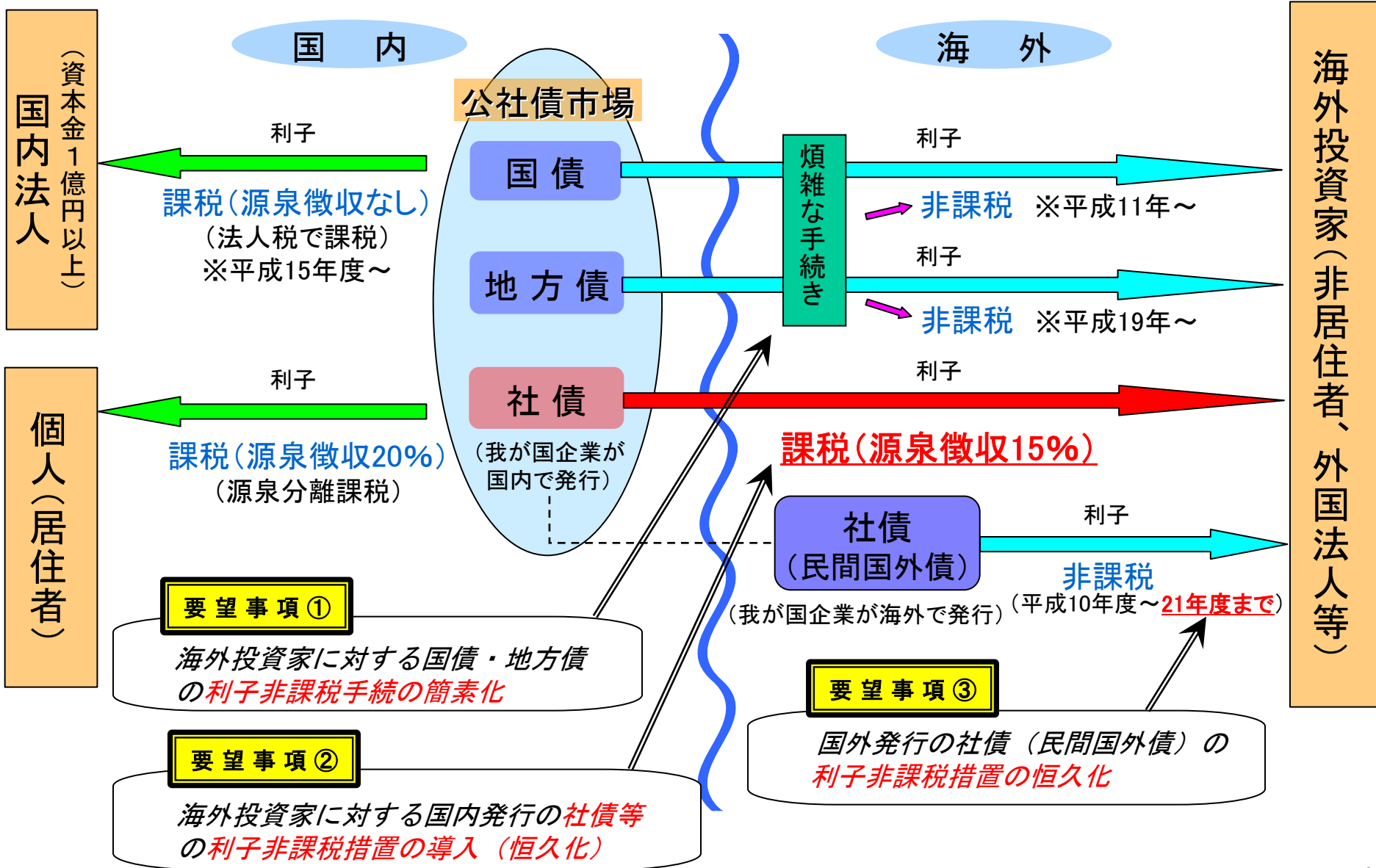
#### ➤ 恒久措置とすること

- 当該措置の枠組は、昭和49年の導入以来、すでに35年間継続。

#### ➤ スイス発行債の特例（指定民間国外債制度）を存続させること

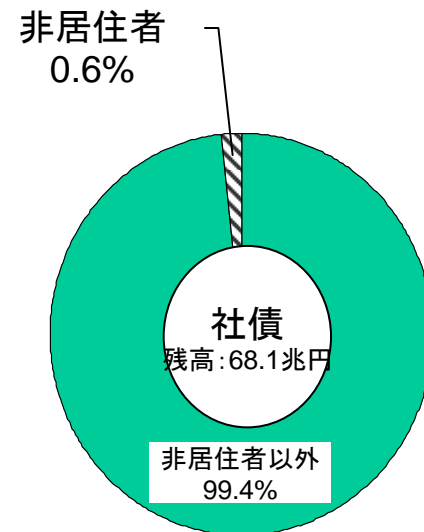
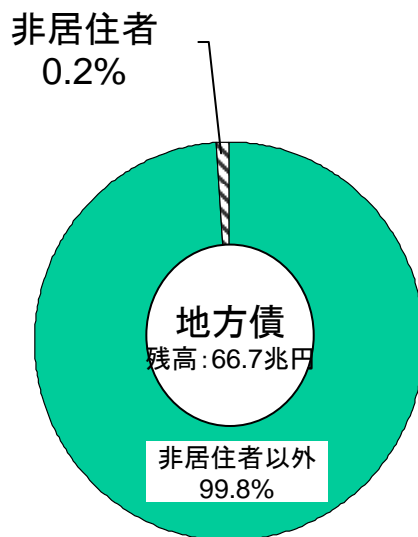
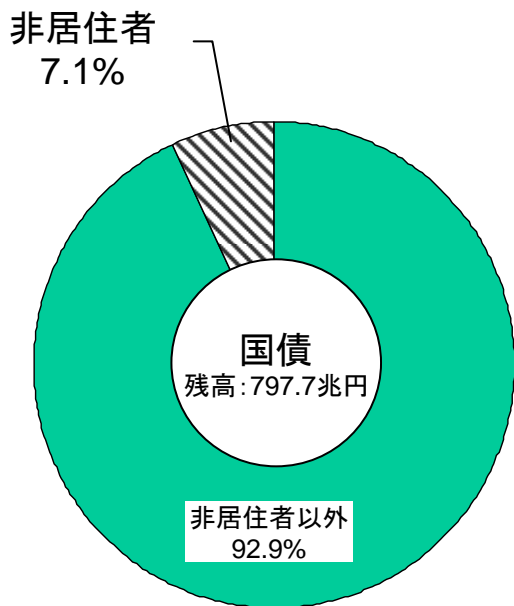
- 廃止されると、我が国企業のスイス市場における起債が消滅。

# 我が国公社債の利子課税の概要

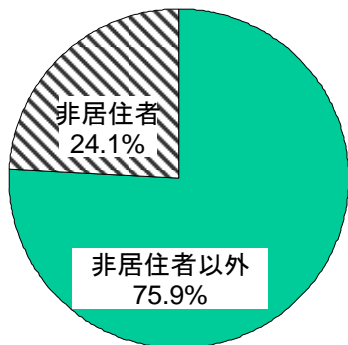


# 我が国公社債の非居住者の保有状況

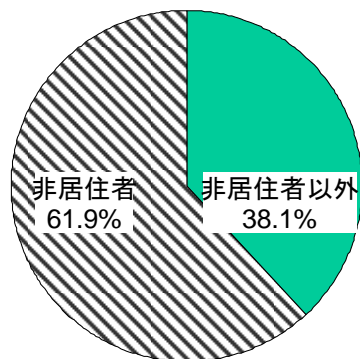
(2009年3月末)



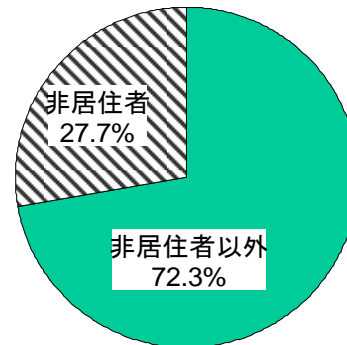
【アメリカ・社債】  
(2009. 3末)



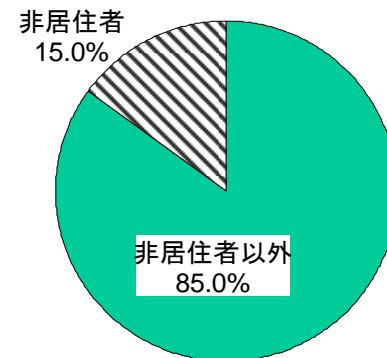
【イギリス・社債】  
(2009. 3末)



【ドイツ・社債】  
(2000. 12末)



【フランス・社債】  
(1999. 12末)



(出所) 各国当局公表資料等より作成

# 主要国の非居住者の受ける公社債利子の非課税制度 (源泉徴収免除制度)

○ 主要国においては、非居住者の受ける公社債利子については、利子の支払地(源泉地国)で課税(源泉徴収)せず、非居住者の居住地(居住地国)でのみ課税する方式が導入。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
非課税措置(源泉徴収免除)の対象債券(原則)	ポートフォリオ債券	国債 上場社債	債券全般	債券全般
非課税措置の適用がない場合の税率	30%	20%	25%	18%

○ 主要国においては、公社債利子の非課税措置は**恒久措置**(英米仏は、1980年代に導入)。

○ 主要国においては、非課税手続は**簡素**。

➤ イギリス・ドイツ・フランスにおいては、口座開設時に非居住者等である旨の本人確認を行うのみで、特段の申請手続は必要ない。また、アメリカにおいては、QI(適格仲介業者)に本人確認書類を提出するのみ。

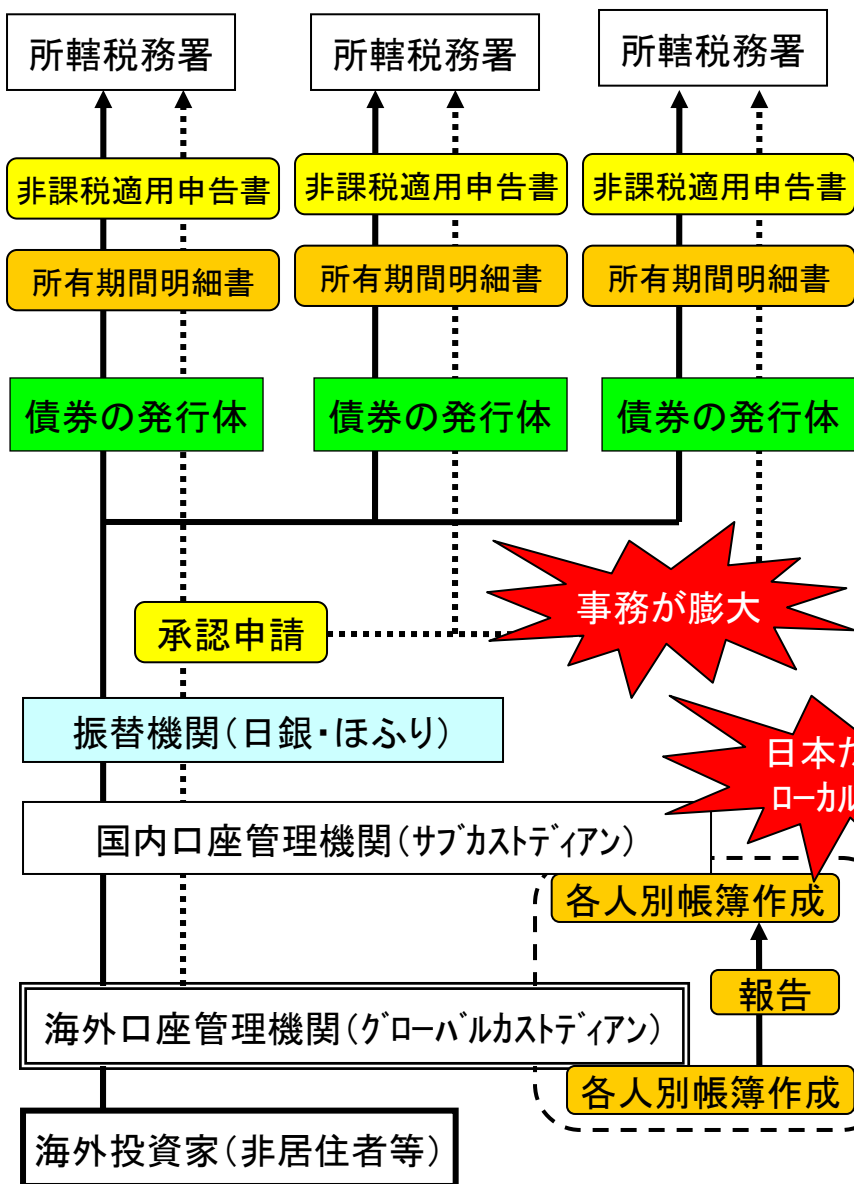
→ 日本の場合、手続書類等を債券の発行体ごとに経由する必要があり事務が膨大

➤ 上記各国とも、口座管理機関に税制上の各人別帳簿の作成を義務化している国はない。

→ 日本だけのローカルルールに対応できない口座管理機関は日本市場に参加できない

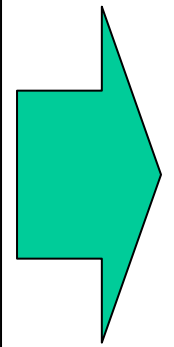
我が国においても簡素な枠組みを導入しなければ、海外からの投資促進は望めない

現 行 (煩雑な制度)

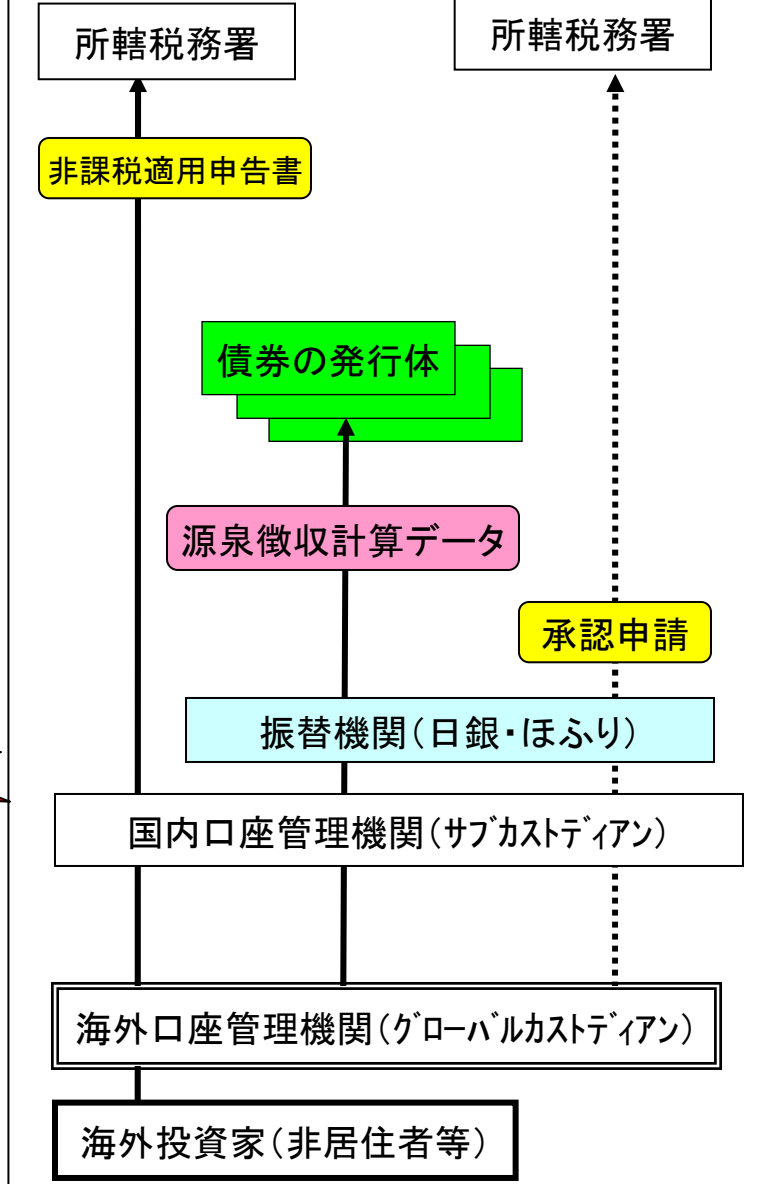


事務が膨大

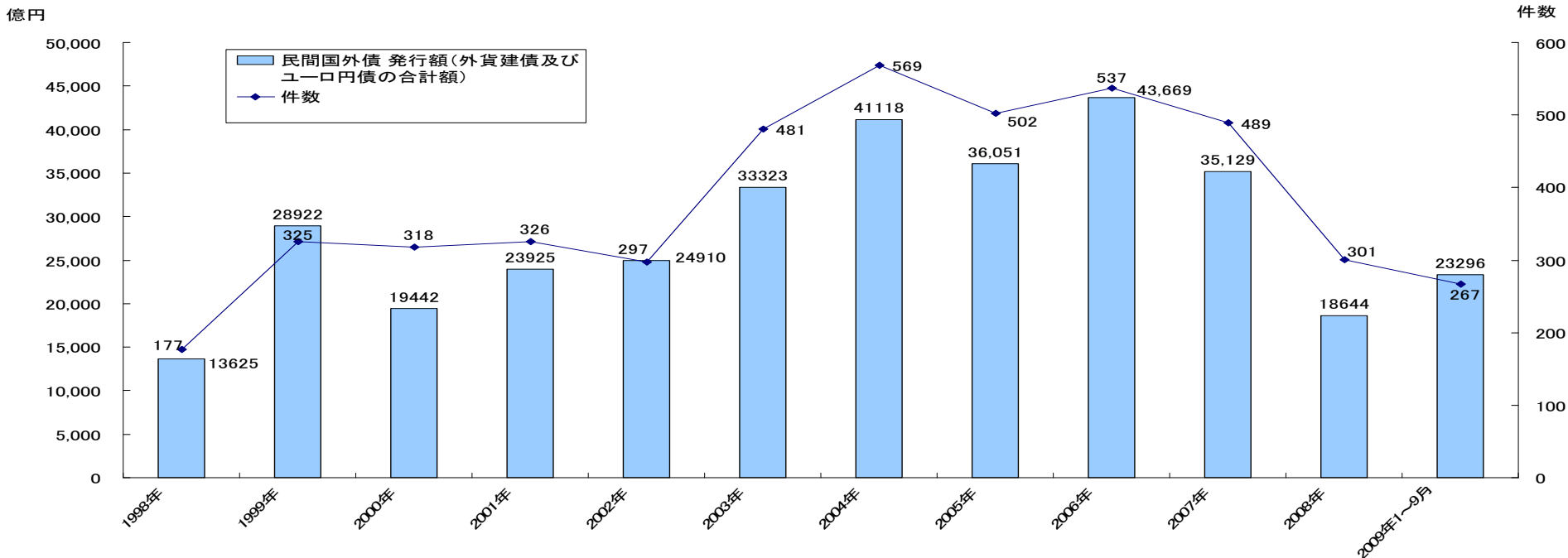
日本だけのローカルルール



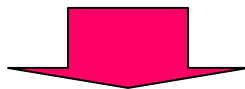
改正案 (簡素な制度)



## 民間国外債 発行額及び件数の推移



民間国外債非課税措置の枠組自体は、昭和49年の導入以来、既に35年間も継続。適用金額・件数ともに堅調に推移。我が国企業の重要な資金調達手段として定着。



実質的に同じ内容の措置が20年を超えて存続している。  
租税特別措置の見直しの方針に従い、期限の定めのない措置とすべき。  
諸外国においては、国外債非課税措置は**恒久措置**。



# 指定民間国外債の非課税措置の必要性について

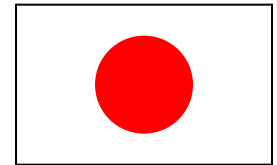
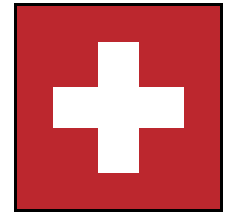
○ 指定民間国外債とは、

- ①その国の法令等により利子の支払取扱者がその支払を受ける者に関する情報の開示をすることができない国であって、
- ②その開示をすることができないことについて国際的にも容認されている国(スイス)において発行された民間国外債。

○ 一定の要件の下で<sup>(注)</sup>、本人確認制度を伴わない非課税措置が認められている。

(注) 指定民間国外債の引受人は、非居住者・外国法人のみに当該債券を取得させたことの証明書を税務署に提出する必要がある。

- 指定民間国外債の残高は、平成21年6月末時点で約1400億円にのぼる。
- スイスにおいては、銀行秘密保持法があるために、本人確認制度をそのまま適用することは困難。指定民間国外債制度が廃止されると、今後、我が国企業によるスイス市場における起債は消滅する恐れ。
- 我が国企業の多様な資金調達機会を確保する観点から、当面は存続させることが必要。
- 米国においても、スイス発行債については、本人確認制度を伴わない非課税措置が認められている。



## 合理性

- 当庁の市場強化プランにおいて、「国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題」と明記しているところであり、同措置の導入は、当該政策目的に資するもの。
- 更に、当庁は、政策評価体系の中で、「多様な資金運用・調達手段の確保に向けた制度設計」を施策目標として明確に位置づけている。これら政策目的を達成するためには、主要先進国と同様、時限措置ではなく恒久措置とすることが合理的。

## 有効性

- 振替社債に広く適用される措置であり、適用数が僅少であることや特定の者に偏ることは想定されない。
- 現状、非居住者等の我が国社債市場に対する投資はほぼ皆無であるため、本措置は税収減につながるものではない。

## 相当性

- 同様の政策目的に係る補助金等の他の支援措置等は当庁には存在しない。
- 非課税化により社債市場に関する国際的イコール・フットイングを確保する必要があるため、税制改正による手当が妥当であり、政策目的を達成するための政策手段として適切
- 税収減が想定されないため、必要最小限の特例措置といえる。

## 合理性

- 当庁は、政策評価体系の中で、「多様な資金運用・調達手段の確保に向けた制度設計」を施策目標として明確に位置づけている。
- 当該措置の枠組は、昭和49年の導入以来すでに35年間も継続しており、恒久化させるのが適切。

## 有効性

- 民間国外債は、年度平均で3.3兆円(平成16年度～20年度)発行されており、残高は16.7兆円(平成20年度末)。残高ベースでは我が国企業の社債発行残高(84.8兆円)の2割を占める。
- 金融機関、一般企業等、多くの企業が本制度を活用して民外債を発行しており、適用は特定の者に偏っていない。
- 本措置が廃止されると民外債の発行はなくなるため、廃止と比較した場合の税収減は生じないと考えられる。税収減が生じない以上、相当金額の発行があることをもって有効性が客観的に確認できたといえる。

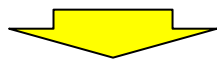
## 相当性

- 同様の政策目的に係る補助金等の他の支援措置等は当庁には存在しない。
- 資金調達に関する税制上の国際的イコール・フットィングを確保するための措置であり、政策目的を達成するための政策手段として適切である。
- 廃止と比較した場合の税収減が想定されないため、必要最小限の特例措置といえる。

## D 20 火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長

### 【現状】

近年における台風の頻発等により異常危険準備金の多額の取崩しが発生。現在の積立率は、今後の異常危険災害に備えるための水準に達していない状況にある。



### 【要望事項】

○ 巨大災害に対しても確実に保険金を支払う観点から、火災保険等に係る異常危険準備金制度について、現行制度の措置を恒久化又は延長（※）すること。

※平成21年度末で措置期限切れ

・ 積立率：正味収入保険料×4%（現行と同じ）

### 現行制度

### 要望事項

1年目

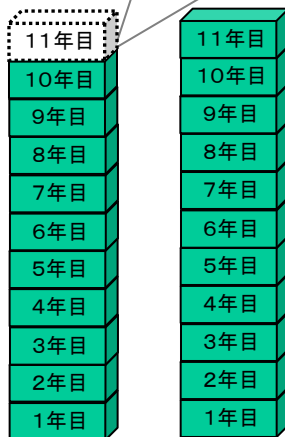
10年目

11年目

（原則）➡

原則として、10年を越える部分を取り崩さなくてはならない

毎年、正味収入保険料の積立率4%まで損金算入  
※租特が平成21年で期限切れ



正味収入保険料 × 洗替保証率30%まで取崩し不要

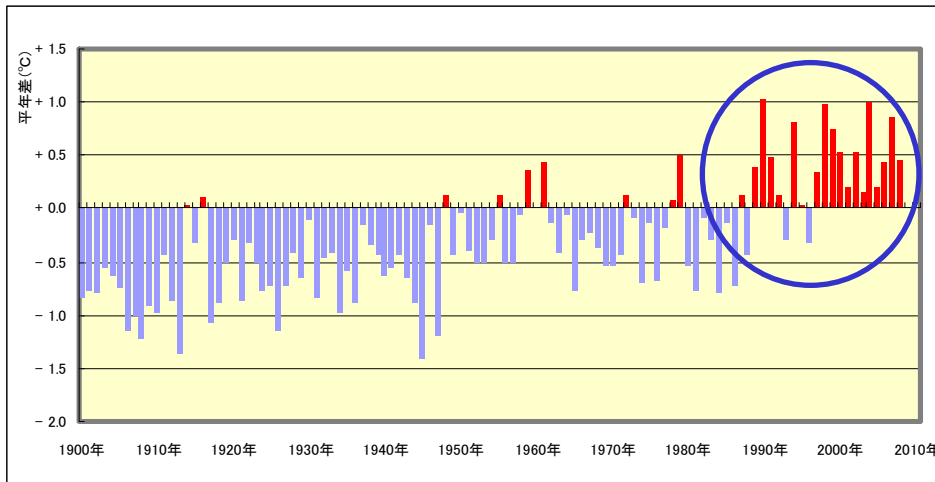
※租特において恒久措置済み

措置の恒久化  
又は延長  
（積立率4%）

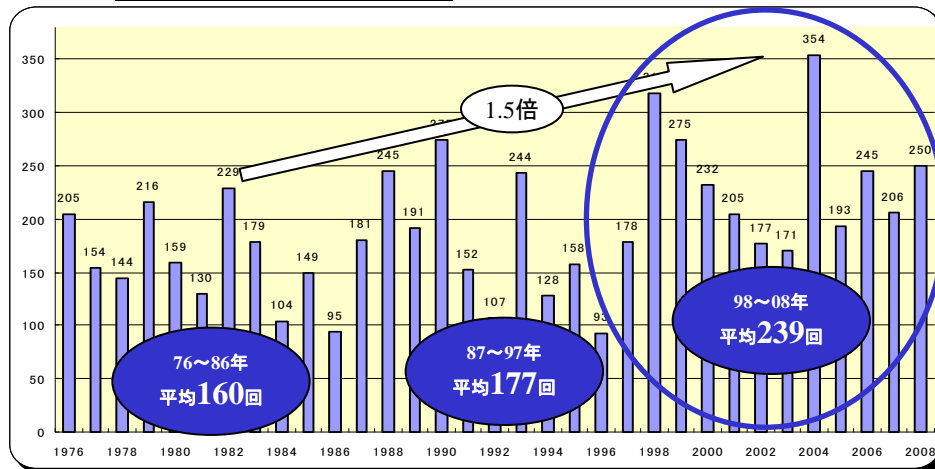
# 最近の地球温暖化、異常気象の状況(1)

気象庁「気象統計情報」より

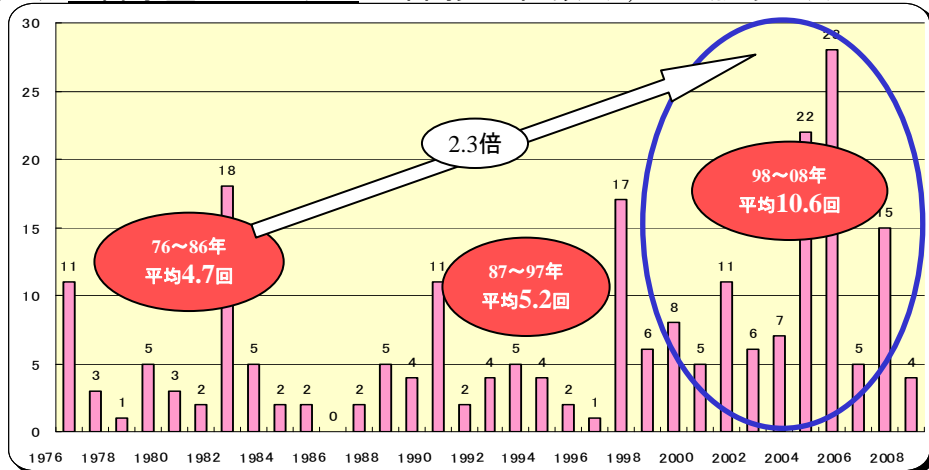
(1) 年平均気温の変化



(2) 1時間降雨量50mm以上の発生回数(1,000地点あたり)



(3) 日降水量400mm以上の年間発生回数(1,000地点あたり)



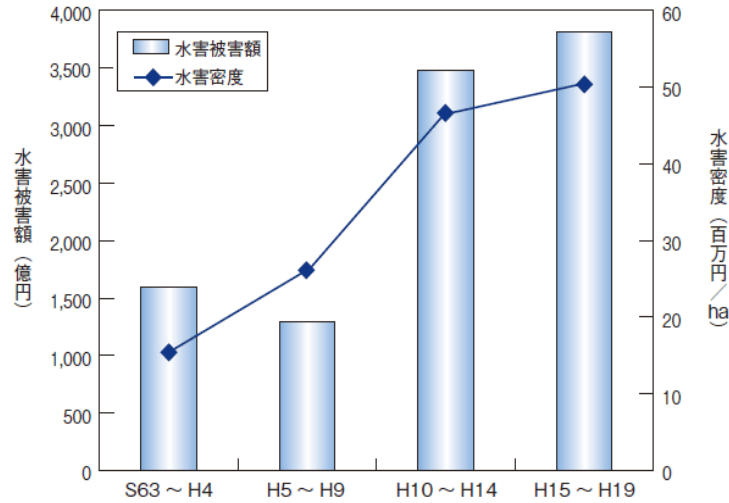
近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響と考えられる激甚な災害が頻発しており、国連環境計画(UNEP)及び世界気象機関(WMO)により設立された「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)が平成19年に発表した第4次評価報告書では、今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、熱帯低気圧(台風及びハリケーン)の強度が増大するとともに、大雨の頻度も引き続き増加する可能性が高く、洪水などによる被害が予測されているところである。

平成21年度防災白書より(抜粋)

# 最近の地球温暖化、異常気象の状況(2)

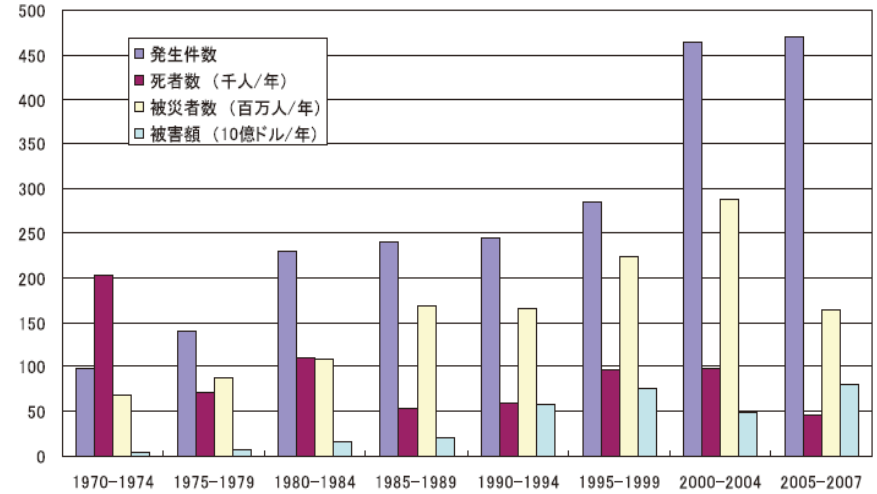
平成21年度防災白書他より

図2-3-71 一般資産水害被害及び水害密度の推移 (年平均・平成12年価格)



(国土交通省河川局「水害統計」より内閣府作成)

図4-1-1 世界の自然災害発生頻度及び被害状況の推移 (年平均値)



資料：CRED, アジア防災センター資料を基に内閣府において作成。

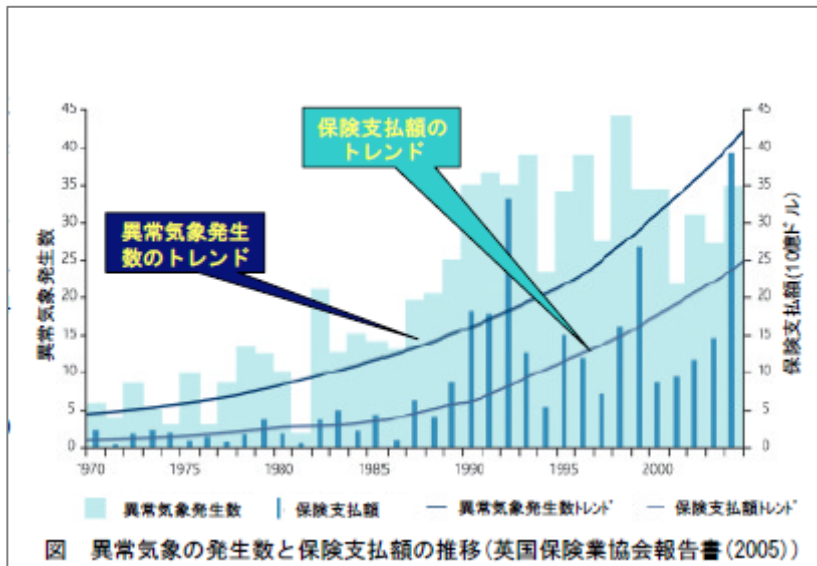
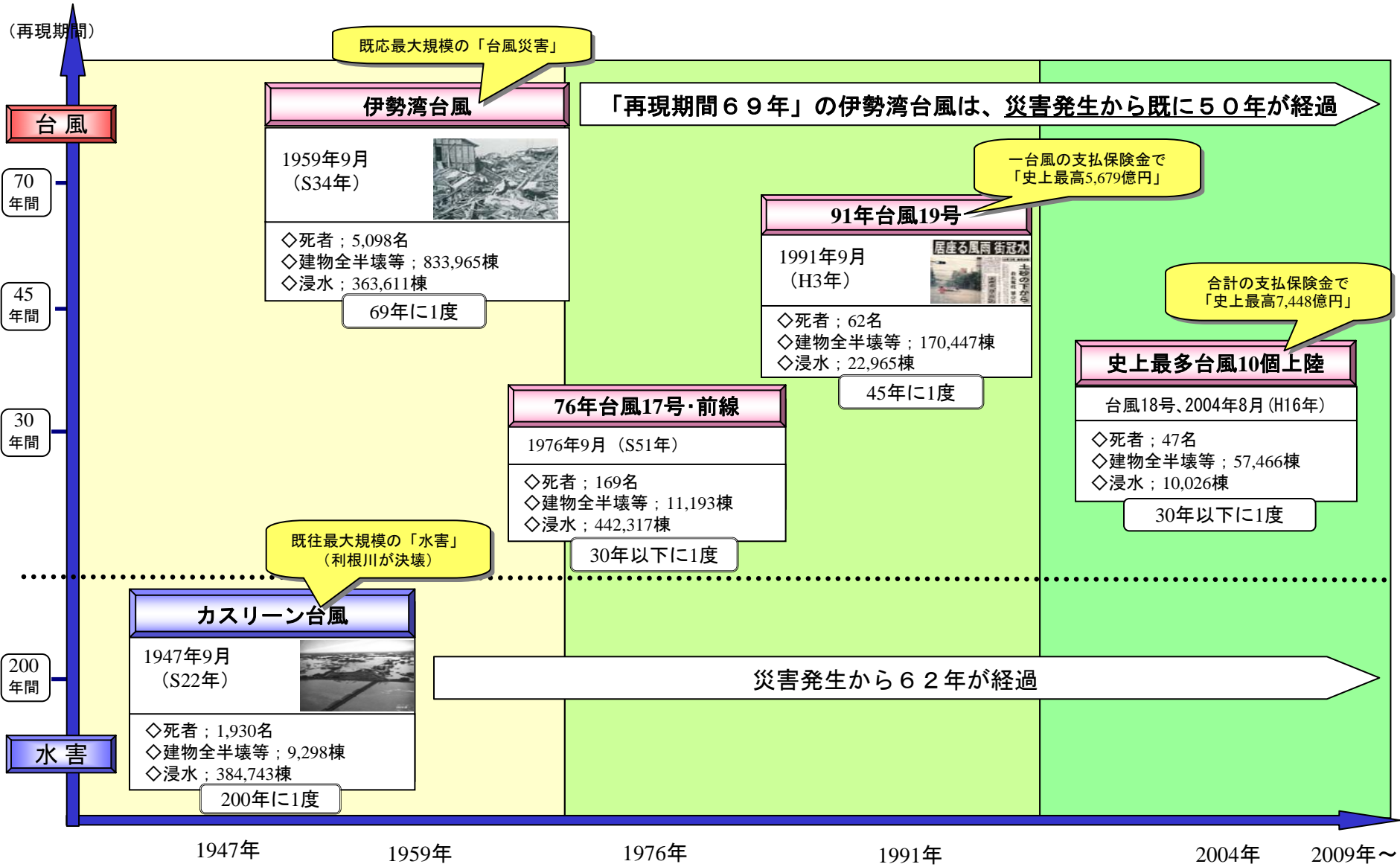


図 異常気象の発生数と保険支払額の推移 (英国保険業協会報告書(2005))

# 近年の主な大規模自然災害の状況と再現期間





# 平成21年の主な自然災害(除く地震)の発生状況

災害年月日	事故の内容
2/20~21	北海道・東北 低気圧に伴う風災・雪害
3/6~3/8	北海道 低気圧に伴う風災・雪害
7/21	山口県豪雨
7/24	九州北部地方豪雨
7/27	群馬県竜巻
8/6~	台風8号
8/7~8/9	関東地方落雷
8/9~	台風9号 ②
8/31~9/1	台風11号

## <参考>台湾を直撃した台風8号災害(モーラコット)

- ・8月8日~9日にかけて、台湾・台風8号が台湾を直撃した。
- ・この台風は、同国の近隣で発生した後、6日~9日にかけて積算雨量は嘉義縣阿里山(南部)で2,726mmと驚異的な数値に達した。
- ・台湾南部における過去50年で最悪の災害と言われる。
- ・9月3日現在で、死者613人、行方不明71人、避難被災者2万4,950人。住家等の損壊被害は不明。



### ①中国・九州北部豪雨

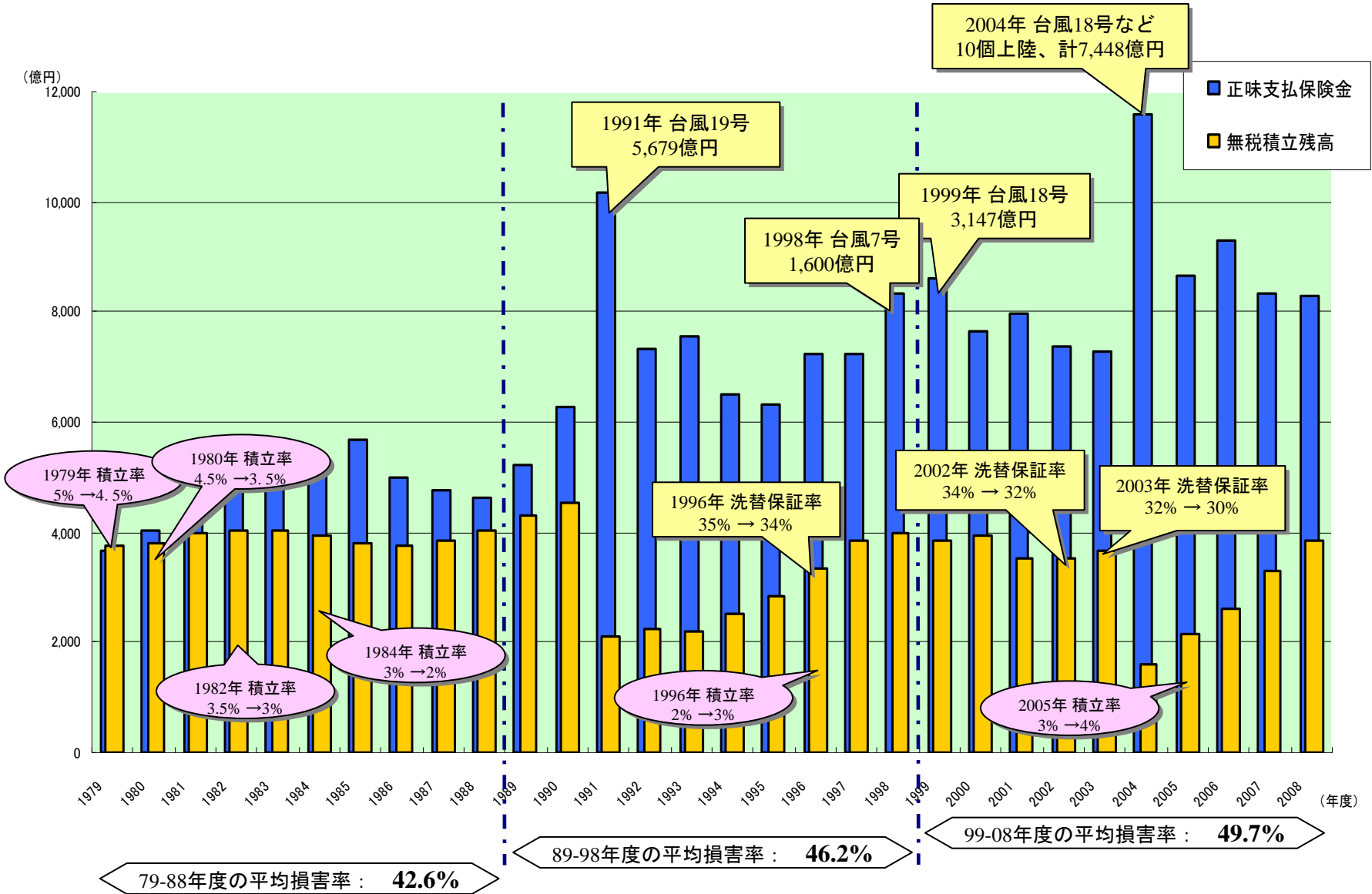
- ・7月21日に活発な梅雨前線の影響により中国地方で記録的な大雨が発生。
- さらに、7月24日には活発な梅雨前線の影響により、九州北部地方で記録的な大雨が発生。
- ・これらの豪雨により、9月3日現在で、死者31人、負傷者48人、住家全壊49棟、半壊93棟、一部破損182棟、床上浸水2,152棟、床下浸水9,285棟などの被害が発生した。

### ②台風9号

- ・8月10日の台風9号の影響により、兵庫県を中心に記録的な大雨が発生。
- ・この雨により、9月3日時点で死者23名、行方不明3名、全壊192棟、半壊930棟、一部破損28棟、床上浸水1,165棟、床下浸水4,578棟などの被害が発生した。避難勧告対象は約25,000世帯。



# 近年の自然災害に対する保険金支払状況



# 異常危険準備金残高の推移

(単位：億円、%)

年度	正味収入 保険料	正味支払 保険金	取崩額 (無税積立分)	異常危険準備金残高 (無税積立分) (1)		異常危険準備金残高 (有税積立分) (2)		異常危険準備金残高 (合計) (1) + (2)		積立目標額	目標達成率
1977 (昭和52)	7,389	2,553	—	3,207	(43.4%)	475	(6.4%)	3,682	(49.8%)		
1978 ( 53)	8,836	3,021	3	3,533	(40.0%)	617	(7.0%)	4,150	(47.0%)		
1979 ( 54)	10,013	3,646	—	3,771	(37.7%)	726	(7.3%)	4,497	(44.9%)		
1980 ( 55)	10,498	4,049	—	3,824	(36.4%)	952	(9.1%)	4,776	(45.5%)		
1981 ( 56)	10,513	4,322	—	3,974	(37.8%)	1,104	(10.5%)	5,078	(48.3%)		
1982 ( 57)	10,814	4,945	75	4,022	(37.2%)	1,234	(11.4%)	5,256	(48.6%)		
1983 ( 58)	10,932	4,880	18	4,024	(36.8%)	1,457	(13.3%)	5,481	(50.1%)		
1984 ( 59)	11,354	5,204	44	3,922	(34.5%)	1,673	(14.7%)	5,595	(49.3%)		
1985 ( 60)	11,647	5,663	135	3,818	(32.8%)	1,893	(16.3%)	5,711	(49.0%)		
1986 ( 61)	11,154	5,012	20	3,736	(33.5%)	2,170	(19.5%)	5,906	(52.9%)		
1987 ( 62)	11,440	4,743	17	3,829	(33.5%)	2,290	(20.0%)	6,119	(53.5%)		
1988 ( 63)	12,146	4,631	1	4,042	(33.3%)	2,350	(19.3%)	6,392	(52.6%)		
1989 (平成元)	13,328	5,243	13	4,288	(32.2%)	2,397	(18.0%)	6,685	(50.2%)		
1990 ( 2)	14,273	6,286	17	4,539	(31.8%)	2,426	(17.0%)	6,965	(48.8%)		
1991 ( 3)	14,728	10,165	2,739	2,088	(14.2%)	2,289	(15.5%)	4,377	(29.7%)		
1992 ( 4)	14,858	7,310	148	2,222	(15.0%)	2,499	(16.8%)	4,721	(31.8%)		
1993 ( 5)	14,949	7,535	249	2,210	(14.8%)	2,813	(18.8%)	5,023	(33.6%)		
1994 ( 6)	15,756	6,485	—	2,519	(16.0%)	3,144	(20.0%)	5,663	(35.9%)		
1995 ( 7)	16,263	6,340	0	2,836	(17.4%)	3,507	(21.6%)	6,343	(39.0%)		
1996 ( 8)	17,466	7,249	25	3,349	(19.2%)	3,841	(22.0%)	7,190	(41.2%)		
1997 ( 9)	17,809	7,230	31	3,832	(21.5%)	4,144	(23.3%)	7,976	(44.8%)		
1998 ( 10)	16,938	8,354	274	3,985	(23.5%)	4,401	(26.0%)	8,386	(49.5%)		
1999 ( 11)	16,550	8,605	467	3,857	(23.3%)	7,195	(43.5%)	11,052	(66.8%)		
2000 ( 12)	16,263	7,648	43	3,954	(24.3%)	7,745	(47.6%)	11,699	(71.9%)		
2001 ( 13)	16,112	7,967	625	3,515	(21.8%)	7,851	(48.7%)	11,366	(70.5%)		
2002 ( 14)	16,407	7,389	107	3,540	(21.6%)	8,532	(52.0%)	12,072	(73.6%)		
2003 ( 15)	16,889	7,283	32	3,665	(21.7%)	9,359	(55.4%)	13,024	(77.1%)		
2004 ( 16)	17,043	11,584	2,542	1,612	(9.5%)	9,834	(57.7%)	11,446	(67.2%)		
2005 ( 17)	17,712	8,672	143	2,165	(12.2%)	10,819	(61.1%)	12,984	(73.3%)		
2006 ( 18)	18,168	9,291	221	2,627	(14.5%)	11,477	(63.2%)	14,104	(77.6%)		
2007 ( 19)	18,079	8,344	22	3,295	(18.2%)	12,243	(67.7%)	15,538	(85.9%)		
2008 ( 20)	17,924	8,282	21	3,864	(21.6%)	12,868	(71.8%)	16,732	(93.3%)	29,093	57.5%

(注1) 「火災グループ」とは、火災・積荷・運送・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任の各保険をいう。

(注2) 風水害・動産総合・建設工事・賠償責任の各保険は、1978(昭和53)年度から火災グループに組み入れられた。

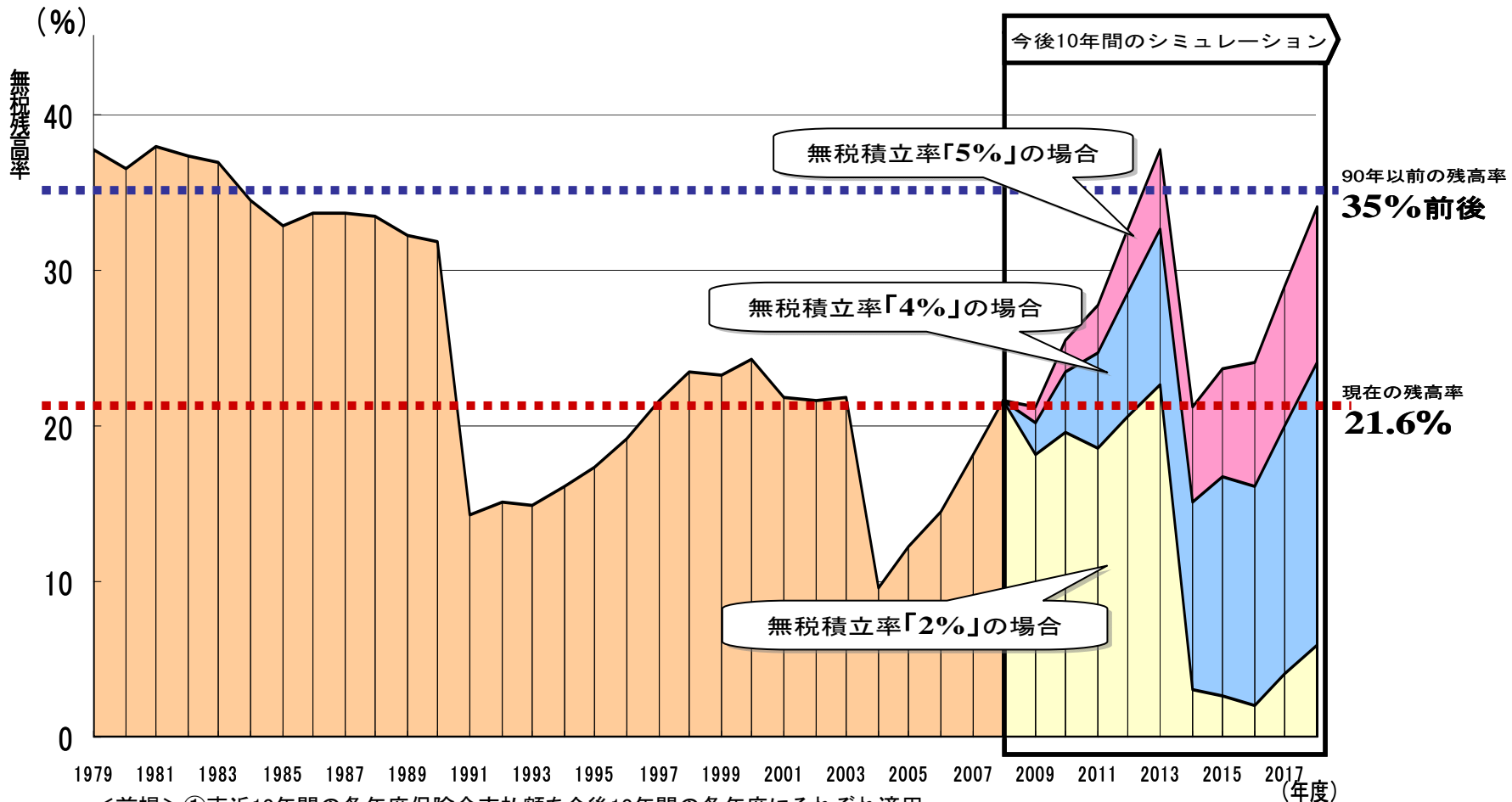
(注3) 残高欄のカッコ内の比率は正味収入保険料に対する割合である。

(注4) 2001(平成13)年度は、大成火災社分を除く。

(注5) 数値・比率等は原則として表上の計算に基づいて算出している。

# 無税残高率の推移予測

○ 複雑・巨大化する異常自然災害に備えて、必要な無税残高を積み立てるには、現在恒久化されている無税積立率2%では現在の無税積立残高を維持できないことが懸念される。本来であれば毎期5%程度が必要であるが、現在の無税残高を確保できる最低限の水準として、「無税積立率4%」を要望する。



<前提> ①直近10年間の各年度保険金支払額を今後10年間の各年度にそれぞれ適用。  
 ②過去30年間の損害率上昇傾向が今後も同様に続く想定。

※無税残高率: 無税積立残高 / 正味収入保険料

## 異常危険準備金積立率および洗替保証率の変遷

改正年次	火災・積荷・運送 風水害・動産総合 建設工事・賠償責任									
	積立率				洗替保証率					
	適用率	法人税法	租税特別措置法		適用率	法人税法	租税特別措置法			
			(本則)	(措置)			(本則)	(措置)		
昭和28(1953)年	10%	10%			50%					
昭和32(1957)年	7%	7%								
昭和40(1965)年		7%								
昭和51(1976)年	5%		5%		35%		35%			
昭和53(1978)年	4%		4%							
昭和55(1980)年	2%		2%							
平成8(1996)年	3%		2%					3%	34%	34%
平成14(2002)年									32%	32%
平成16(2004)年					30%					
平成17(2005)年	4%	2%	4%	30%						
平成19(2007)年										

## 異常危険準備金の税制上の性格

- 損害保険契約は、一定の保険期間内に特定の損害が生じた場合に保険金を支払うことを約する契約であって、損害保険会社は、この契約の対価として保険料を収入するとともに、保険金の支払と経費の支弁に充てるのであるが、事業の性格上毎年同じように損害が発生するものではないから、その収支はどうしても跛行的になる。
- 損害事故の発生は、偶然的に跛行的に非常に変動するものであり、単に収支残だけの準備では、2年間引き続いて大きな損害が発生したときは、たちまちその支払に窮することとなる。
- そこで、通常の危険率を超える損害に備えるため準備金を積み立てることにより、その異常な災害にも耐えうるよう準備しているのである。
- このような点からすれば、この種の準備金は、偶然損失に備える準備金であってむしろ利益の平準化のための準備金の性格をもつもののものであるが、損害保険事業そのものが本来偶発的性格をもつものであるから、企業としてはこのような準備金も必要であることは、容易に首肯できることであろう。

出典：DHCコンメンタル法人税法（武田昌輔 編著、第一法規）

## 諸外国の自然災害に係る準備金制度

	イギリス	ドイツ	フランス
損算算入ルール	正味収入保険料×3%	実損害額<予定損害額の場合に、保険金支払に充てられなかった保険料の額。	プール拠出保険料(元受保険料の6%~12%)にかかる収支差額(保険料-保険金)の75%以内。
監督上の積立ルール	同上	同上	同上
取崩しルール	<p>正味発生損害額<sup>※1</sup>&gt;正味既経過保険料<sup>※2</sup>計×72.5%の場合に、上回っている分だけ取崩す。</p> <p>※1: 当期正味支払保険金+当期未支払備金-前期末支払備金            ※2: 当期正味収入保険料+前期未経過保険料-当期末未経過保険料</p>	実損害額>予定損害額の場合に取崩す。	<p>収支差額がマイナスとなった場合、古い年度に積立てた残高から取崩す。</p> <p>※10年洗替制度あり</p>

### 合理性

- 異常危険準備金制度は、保険業法等によりその積立てが義務付けられている。現在の準備金額は、大規模自然災害時において円滑な保険金支払いが確保できる水準を大幅に下回っており、早急な積立が必要。

### 有効性

- 本制度は対象となる保険契約を取扱うすべての損害保険会社が利用している。

### 相当性

- 法律上の義務付けと税制上の措置による財源確保があって初めて十分な準備金の積立てが可能。
- 本準備金は異常災害発生時に取り崩され益金に算入されること等、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、必要最小限の特例措置となっている。

## D 23 特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内50%超募集要件の見直し

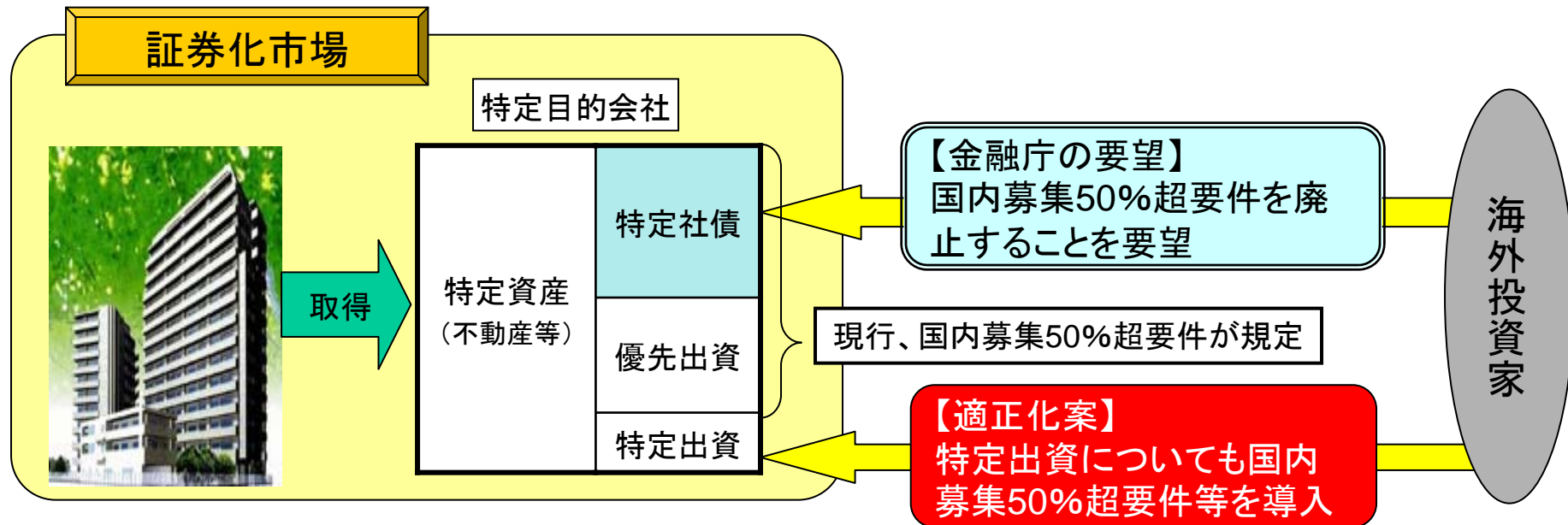
### 【現状】

- 特定目的会社の導管性要件（配当を損金算入するための要件）の1つに、特定社債について国内投資家からの募集が50%超であることが規定。
- 当該要件は、海外からの我が国債券市場への投資を制限するもの。

### 【要望事項】

- 海外からの我が国債券市場への投資を促進させる観点から、特定社債に係る国内募集50%超要件を廃止すること。

(注)海外からの我が国債券市場の投資を促進する観点から、「非居住者が受取る振替公社債利子等の非課税制度の充実」の要望については、「B」判定。



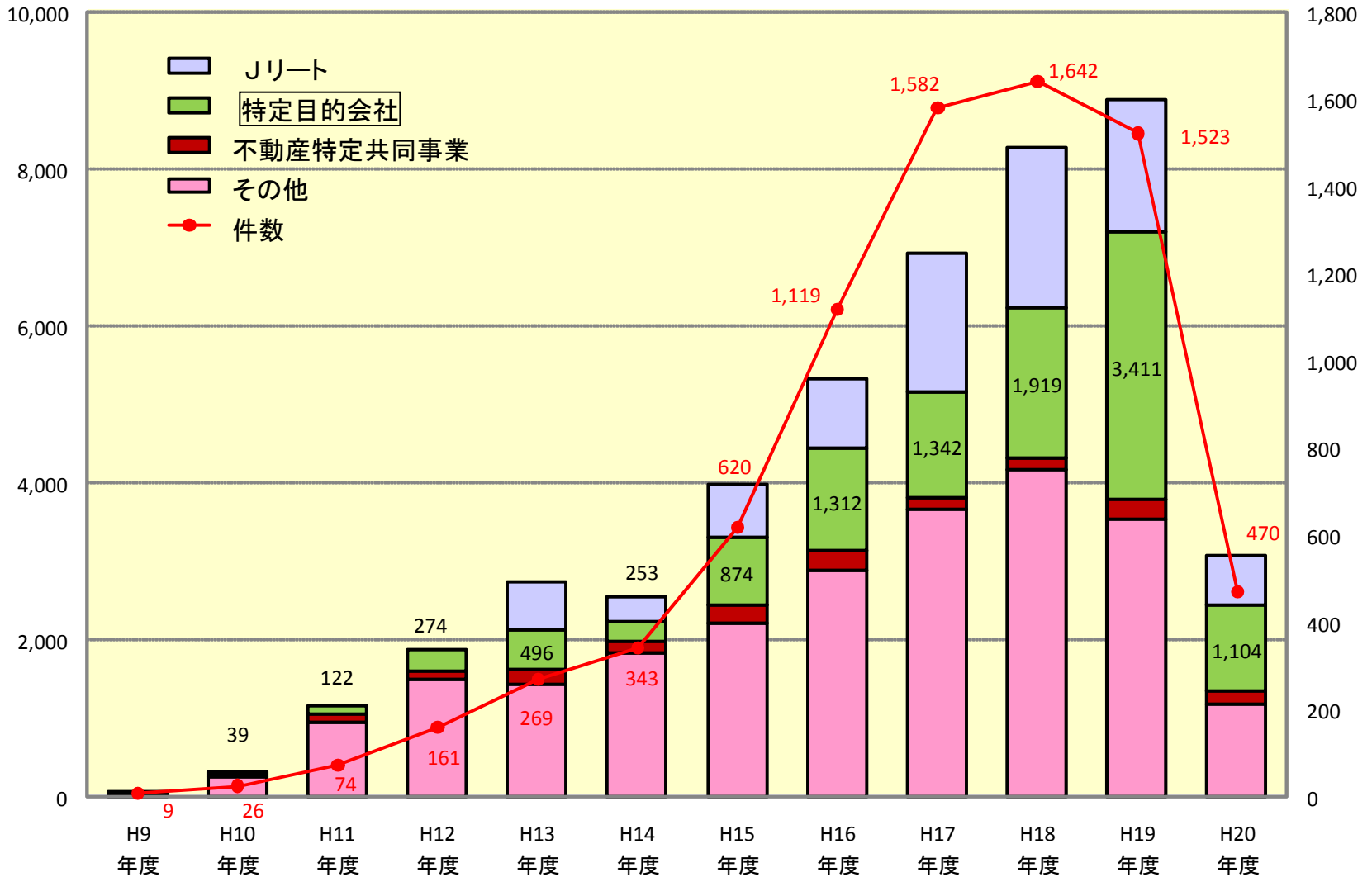
- ① 海外からの我が国債券市場への投資を制限する「特定社債の国内募集要件」を廃止すること。
- ② 「適正化案」については、既存の特定目的会社に影響を与えないよう経過措置を設けること。



# 不動産証券化の実績の推移

資産額(10億円)

件数



出典:国土交通省「不動産の証券化実態調査」

### 合理性

- 特定目的会社は、資産の流動化(証券化)を行う制度を確立し、国民経済の健全な発展に資することを目的に、「資産の流動化に関する法律」において規定。

### 有効性

- 金融危機の影響を受け、大手外資系証券会社が国内の証券化市場から相次いで撤退。証券化市場を通じた資金調達に極めて困難な現状。
- 海外からの我が国債券市場への投資を促進する観点から、海外からの投資を制限している当該要件を廃止することが必要。

### 相当性

- 海外機関投資家からの廃止要望も強く、我が国の資金調達の円滑化の観点からも的確な手段。